

介護保険負担限度額認定証 申請チェックリスト・段階の早見表

STEP1 申請の前に確かめることのチェックリスト | 登録不要・無料・令和8年8月からの基準

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 3

負担限度額認定証とは 介護保険施設やショートステイの食費・居住費(滞在費)を軽減する「特定入所者介護サービス費(補足給付)」を受けるための認定証。所得や資産等が一定以下の方が、お住まいの**市区町村**に申請して負担限度額認定を受けると交付されます。基準費用額と負担限度額との差額が介護保険から給付されます(厚生労働省)。

① 利用する(予定の)サービスが対象か 介護保険法 第51条の3・第61条の3の一覧

指定介護福祉施設サービス 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)(介護保険法第51条の3第1項第1号)	短期入所生活介護 ショートステイ(介護保険法第51条の3第1項第5号)
介護保健施設サービス 介護老人保健施設(介護保険法第51条の3第1項第2号)	短期入所療養介護 ショートステイ(介護保険法第51条の3第1項第6号)
介護医療院サービス 介護医療院(介護保険法第51条の3第1項第3号)	介護予防短期入所生活介護 要支援の人のショートステイ(介護保険法第61条の3第1項第1号)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型の特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)(介護保険法第51条の3第1項第4号)	介護予防短期入所療養介護 要支援の人のショートステイ(介護保険法第61条の3第1項第2号)

☐	利用する(予定の)サービスが上の一覧に入っている 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームは、この一覧に入っていない。対象かどうかは施設・市区町村に確認
--------------------------	--

② 世帯と配偶者の市町村民税 全員が非課税であることが必要(厚生労働省の通知)

☐	本人の世帯の世帯主と世帯員全員が、市町村民税非課税 サービスを受ける日の属する年度(4月～7月は前年度)の市町村民税で判定
☐	配偶者も市町村民税非課税(配偶者がいる場合) 世帯を分離している配偶者、事実上の婚姻関係にある方(内縁)も含む
☐	本人の年金収入等(非課税年金を含む) + その他の合計所得金額を確認した 段階(第2段階・第3段階①・②)の区分に使う。判定は市区町村が行う

※市町村民税が課税されている場合でも、一定の要件で第3段階②の負担限度額を適用する仕組み(特例減額措置)がある。要件は市区町村に確認。

③ 本人と配偶者の預貯金等 基準額は2ページ目の早見表。範囲と確認方法は3ページ目

☐	本人と配偶者の預貯金等の合計額が、段階ごとの基準以下 配偶者がいない場合 1,000万円・650万円・550万円・500万円以下。配偶者がいる場合は本人の基準に1,000万円を加えた額以下。生活保護受給者は要件なし
☐	預貯金・有価証券・投資信託・金銀など・タンス預金(現金)をすべて書き出した 同じ種類の預貯金等を複数持っている場合は、すべて記入して写しを添付(国の申請書の様式例)
☐	借入金・住宅ローンなどの負債があれば、契約書などの写しを用意した 負債は合計額から差し引く。営む業務の負債、税金・保険料等の滞納額は含まない

④ 申請に必要なもの 介護保険法施行規則 第83条の6・厚生労働省の様式例

☐	介護保険負担限度額認定申請書 氏名・生年月日・住所・個人番号・被保険者番号・配偶者の有無と課税状況・収入等と預貯金等の申告。施設に入所している場合は施設名・所在地・入所年月日(入所していない場合・ショートステイは記入不要)
☐	通帳の写しなど(預貯金等の額が確認できる書類) 口座残高が確認できるウェブサイトのコピーも可。残高と記帳の時点は、原則として申請日の直近2ヶ月以内
☐	同意書(市区町村が銀行等に課税状況や残高を確認することへの同意)
☐	介護保険の被保険者証(申請のときに提示)
☐	本人が用意できない場合の申請者を決めた 親族や施設職員による代行申請、成年後見人による申請が基本(厚生労働省の通知)

偽りの申告はしない(国の申請書の様式例の注意事項)

「虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。」市区町村は、必要に応じて金融機関に預貯金等の額を照会できます。

この表の基準:令和8年(2026年)8月1日からの内容 利用者負担段階の基準額が80.9万円から82.65万円に、食費・居住費の負担限度額と食費の基準費用額(1,445円→1,545円)が変わりました。厚生労働省「サービスにかかる利用料」・介護保険最新情報Vol.1506、介護保険法施行規則第83条の5で2026年10月7日に確認。

補足給付の利用者負担段階と預貯金額の基準 どの段階かは市区町村が判定

設定区分	対象者	預貯金額(夫婦の場合)	✓
第1段階	生活保護を受給している方等	要件なし	☐
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下	☐
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収入額(※)＋その他の合計所得金額が82.65万円以下	650万円(1,650万円)以下	☐
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収入額(※)＋その他の合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円(1,550万円)以下	☐
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金年収入額(※)＋その他の合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下	☐
第4段階	市区町村民税課税世帯	補足給付の対象ではない方	☐

※非課税年金を含みます。
配偶者には、世帯を分離している配偶者・内縁関係の方を含みます。生活保護受給者は預貯金等の要件がありません。40～64歳(第2号被保険者)の方は、国の申請書の様式例では1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。
第4段階(補足給付の対象ではない方)の食費・居住費は、施設と利用者の契約により決められます。居住費の引上げの対象になるかは施設に確認するよう厚生労働省は案内しています。

基準費用額と負担限度額(日額(月額))令和8年8月～ 【】はショートステイの場合

区分	基準費用額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	1,545円(4.7万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	680円(2.1万円) 【1,030円(3.1万円)】	1,420円(4.3万円) 【1,360円(4.1万円)】
居住費 多床室(特養等)	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円)
居住費 多床室(老健・医療院／室料を徴収する場合)	697円(2.1万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円)
居住費 多床室(老健・医療院等／室料を徴収しない場合)	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
居住費 従来型個室(特養等)	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	980円(3.0万円)
居住費 従来型個室(老健・医療院等)	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
居住費 ユニット型個室の多床室	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
居住費 ユニット型個室	2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)

基準費用額と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。負担限度額は所得段階、施設の種類、部屋のタイプによって異なります。出典:厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1506(令和8年5月29日)。

令和8年8月1日からの変更(厚生労働省)

- 食費の基準費用額が100円(日額)引上げ(1,445円→1,545円)。
- 第3段階①・②は食費が30円～60円(日額)、居住費は第3段階②が100円(日額)引上げ(室料を徴収しない多床室を除く。第3段階①は据え置き)。第1・第2段階の食費の負担限度額は据え置き。
- 令和7年度の年金額改定を踏まえ、利用者負担段階の基準額が80.9万円→82.65万円。

【予定】令和9年度にかけての見直し

- 所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しを、令和8年8月から令和9年度にかけて実施するとされています(令和8年度予算の大臣折衝事項の報告)。令和9年度分の段階・金額はこの表に載せていません。

預貯金等の範囲と確認方法 厚生労働省の通知(介護保険最新情報Vol.1532)の表

種類	対象か否か	確認方法
預貯金(普通・定期)	○	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	○	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	○	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	○	金銭消費貸借契約書など
生命保険	×	－
自動車	×	－
貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)	×	－
その他高価な価値のあるもの(絵画・骨董品・家財など)	×	－

なお、運用上、負債(借入金、住宅ローン等)がある場合には、預貯金等の合計額から負債の額を控除する。
また、現に特定入所者介護(予防)サービス費の支給を受けている者であって、特定の者に対し、精神的な慰謝激励等の目的で給付されている金銭は、預貯金等に含まない。
個人名義でも営む業務に係る負債と、税金や保険料等の滞納額は、差し引く負債に含みません。

預貯金の確認メモ(ご自身で記入) 口座番号は書かなくて大丈夫です

金融機関・種類(普通・定期・証券など)	名義	残高・評価額	記帳・確認した日	メモ(負債など)	写し
	☐ 本人 ☐ 配偶者				☐
	☐ 本人 ☐ 配偶者				☐
	☐ 本人 ☐ 配偶者				☐
	☐ 本人 ☐ 配偶者				☐
	☐ 本人 ☐ 配偶者				☐
合計(負債を差し引いた額)			配偶者がいる場合は本人の基準に1,000万円を加えた額以下かを確かめる		

更新の時期のメモ 有効期限は原則 8月1日～翌年7月31日(市区町村の判断で翌々年7月31日の場合あり)

いまの認定証	段階: □第1段階 □第2段階 □第3段階① □第3段階② 有効期限: 年 月 日まで
次に申請する時期(目安)	年 月ごろ(市区町村からの案内: □届いた □まだ)
通帳の写しの準備	記帳した日: 年 月 日(申請日の直近2ヶ月以内が原則)
確認した日・確認した先	年 月 日 市区町村の介護保険の窓口／施設:

認定は、毎年8月以降の申請日の属する月の初日にさかのぼって効力を持ちます。市区町村は毎年8月1日を基準日として判定し、厚生労働省の資料では、前年度の所得が分かる6月から認定証が切り替わる8月までの間に申請を受け付けていると説明されています。
施設・ショートステイでは被保険者証に認定証を添えて提示します。預貯金等の入金などで要件を満たさなくなった場合は、その翌月から対象外になり、認定証を市区町村に返します。認定証の切り替え時期などの見直し案は検討中で、決まった内容ではありません。

限度額適用認定証(医療保険)とは別のもの

負担限度額認定証は介護保険(施設の食費・居住費、申請先は市区町村)。限度額適用認定証は医療保険(高額療養費。窓口の医療費を月ごとの上限額までにする。交付手続きは加入している健康保険組合・協会けんぽ・市町村の国民健康保険・後期高齢者医療制度など)です(厚生労働省)。

出典(2026年10月7日確認)

1. 厚生労働省 介護サービス情報公表システム「サービスにかかる利用料」 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/commentary/fee.html>
2. 厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1506(令和8年5月29日) <https://www.mhlw.go.jp/content/001706483.pdf>
3. 厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1532(令和8年7月31日・申請書の様式例を含む) <https://www.mhlw.go.jp/content/001737209.pdf>
4. 厚生労働省「補足給付の現状について」(令和8年5月27日) <https://www.mhlw.go.jp/content/12303500/001704801.pdf>
5. 厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html
6. 厚生労働省「令和8年度予算に関する『大臣折衝事項』について(報告)」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001623468.pdf>
7. 介護保険法(e-Gov) <https://laws.e-gov.go.jp/law/409AC0000000123>
8. 介護保険法施行規則(e-Gov) <https://laws.e-gov.go.jp/law/411M50000100036>